

40歳～74歳の国保加入者が対象

はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧

# 施術利用券

## 1. 対象者

次の要件をすべて満たす方

- ・浦添市の国民健康保険に加入している40歳から74歳までの被保険者
- ・今年度、特定健診を受診しているか、受診する見込みがある
- ・国民健康保険税の滞納がない

※納付相談中の方は交付を受けられる場合があります

**!** 後期高齢者医療保険、協会けんぽ、健康保険組合、共済組合に加入している方は対象になりません。

## 2. 助成内容

1回の施術につき800円を助成

- ・一度の申請で6回分の利用券を交付
- ・有効期限は利用券を交付した日から6か月

## 3. 必要書類

行政機関が発行した、申請者の氏名・生年月日(または住所)が記載された書類

例：マイナンバーカード、資格確認書、運転免許証、介護保険の被保険者証等



- ・浦添市が指定する施術所でのみ使用できます
- ・保険適用となる治療の場合は使用できません
- ・利用券の使用は1日1枚までです
- ・4/1から翌年3/31までの間に、12回分まで交付を受けられます
- ・予算の都合上、利用券の交付を年度途中で終了する場合があります

施術所一覧は  
こちらから→



申請・お問い合わせ

浦添市 福祉健康部 国民健康保険課

☎ 098-876-1234(内線3711)

# はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧施術利用券 ご使用にあたっての注意点

利用券1枚につき、800円の返還をしていただく場合があります



- ・ 特定健診を受診する見込みで申請した方で、実際には受診しなかった場合
- ・ 他の健康保険へ加入したにも関わらず、利用券を使用した場合
- ・ 浦添市から転出した場合  
(浦添市の国民健康保険加入者でなくなるため)

保険適用となる治療の場合は使用できません



- ・ 医師からの同意書もしくは診断書で「はり・きゅう・あん摩・マッサージ・指圧」の療養費を受けている場合
- ・ 柔道整復師の施術を同時に行う場合

浦添市が指定する施術所でのみ使用できます

指定施術所は浦添市ホームページでご確認いただくか、浦添市国民健康保険課までお問い合わせください。



▲浦添市HP